



鳥取県公報

令和8年8月4日（火）
第9812号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約 （470）（感染症対策センター）・・・・・・・・・・ 2 公共測量の実施（2件）（471・472）（県土総務課）・・・・・・ 3 指定公金事務取扱者の変更の届出（473）（会計指導課）・・・・・・ 3
-------	---

告 示

鳥取県告示第470号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種健康被害調査委員会に係る事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、その旨を告示するとともに、次のとおりその規約を告示する。

令和8年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町（以下「委託市町村」という。）と次のとおり規約を締結した。ただし、「〇〇市（町、村）」とあるのは当該委託市町村の名称と、「〇〇市（町、村）長」とあるのはそれぞれ当該委託市町村の長と、「市（町、村）長」とあるのは、当該委託市町村が市である場合にあっては「市長」と、町である場合は「町長」と、村である場合は「村長」とする。

〇〇市（町、村）と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 〇〇市（町、村）（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）に定めるところによるものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、〇〇市（町、村）長（以下「市（町、村）長」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市（町、村）長に通知するものとする。

（委託事務を廃止する場合の措置）

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市（町、村）長に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市（町、村）長に通知しなければならない。

（雑則）

第8条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるもの

とする。

附 則

この規約は、令和8年7月2日から施行する。

鳥取県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和8年4月8日から令和9年2月26日まで
- 3 作業地域 米子市（淀江町を除く。）、倉吉市、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町並びに日野郡日南町

鳥取県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和8年4月14日から同年10月14日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町湯河

鳥取県告示第473号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者から名称の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出のあった指定公金事務取扱者及び変更内容

届出のあった指定公金事務 取扱者	変更する 内容	変更前	変更後
ニッテレ債権回収株式会社	名称	ニッテレ債権回収株式会社	N T S 債権回収株式会社

- 2 変更年月日

令和8年7月31日